

県南広域振興局長告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月2日

県南広域振興局長 小 島 純

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330600073	相談支援事業所アルコイリス	北上市青柳町一丁目5番41号	一般社団法人障がい者の福祉をひろげる会	令和6年4月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330600073	相談支援事業所アルコイリス	北上市青柳町一丁目5番41号	一般社団法人障がい者の福祉をひろげる会	令和6年4月1日